

山口県母性衛生学会論文投稿規定

一. 総 則

1. 「山口県母性衛生学会会誌」は、山口県母性衛生学会の機関誌として、母子保健の向上に役立つ総説、講演録、原著、症例報告、研究報告、学会報告、総会記事、その他を掲載する。
2. 刊行は、原則として年1回とする。
3. 投稿者は共著者も含め、山口県母性衛生学会の正会員及び名誉会員に限る。
4. 論文の種類：論文の種別は、原著・症例報告・研究報告・依頼稿・総説・その他などで、女性の健康・保健の増進に寄与しうるもので、未発表のものに限る。
 - A)原著：独創性に富み、目的・方法・結論等の明確な研究論文
 - B)症例報告：稀な事例で今後の実践に有益な論文
 - C)研究報告：原著に及ばないが今後の実践に有益な論文
 - D)依頼稿：学会会員に役に立つもので、依頼した論文を原則とする
 - E)総説：
5. ヒトを対象とした研究は、世界医師総会（World Medical Assembly）において承認されたヘルシンキ宣言（1964年承認、2013年修正）の精神に準拠し、文部科学省、厚生労働省および経済産業省から告示されている「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等の最新のものを遵守して行なわれたもので、倫理委員会等の審査を受け、承認されたものでなければならない。
6. 投稿論文の内容に関し「利益相反に関する規定」に基づき、共著者を含めた全著者の当該論文の利益相反に関する事項について状況を開示しなければならない。開示する際は、引用文献の前に「本論文内容に関連する利益相反事項はない。」または、「著者〇〇〇〇は△△△△との間に本論文内容に関連する利益相反を有する。」と記載する。
7. 原稿の作成：原稿は、Windows版Microsoft Wordで作成し、書式はA4版横書き、原稿1枚は40字×20行（800字）で作成する。原稿の字数は、原著11,000字、研究報告11,000字、症例報告は6,400字以内とする（図、表、文献を含む）。なお、1図・表は400字分に換算する。ただし、通常の大きさでは印刷できないサイズの図・表は800字分に換算する場合がある。論文は簡潔なものを良とするので字数制限は厳守すること。
8. 印刷の初校：著者が行う。ただし組版面積に影響を与えるような改変や組み換えは認めない。
9. 論文の掲載料：印刷5ページまでは、無料とする。5ページを超える部分の印刷費用は、著者の負担とする。カラー印刷は有料とする。
10. 投稿論文の採否、掲載の順序：論文の採否および掲載順序などは、編集委員長が決定する。採用した原稿は原則として返却しない。
11. 論文の別刷：別刷を必要とする場合は、著者負担とする。部数は最低30部とする。
12. 原稿の送付方法：論文原稿（本文、図表説明、および図表）は3部提出する。本文データと、図・表・写真のデータは、それらのデータを保存したCD-Rまたはフラッシュメモリを提出する（提出した電子媒体の返却はしない）。
13. 掲載論文に関する編集著作権を山口県母性衛生学会に委譲することについて全ての共著者から同意を得て、山口県母性衛生学会投稿論文確認表に共著者直筆の署名をする。
14. 山口県母性衛生学会投稿論文確認表の全項目を満たし、初回原稿に添付する（コピーして使用する）。

15. 論文の投稿先および編集に関する問い合わせなどは、下記の連絡先にて行う。

山口県母性衛生学会事務局

〒755-8505 山口県宇部市南小串1丁目1番1号

山口大学大学院医学系研究科保健学専攻母子看護学講座内

Tel : 0836-22-2829・2840・2819 Fax : 0836-22-2819

E-mail : josan@yamaguchi-u.ac.jp

二. 論文構成

論文の形式：原則として、次のようにする。

1. タイトルページには、1)～7)の項目を記載する。
 - 1) 原稿の種目（原著・症例報告・研究報告・依頼稿・総説・その他）
 - 2) 和文表題
 - 3) 著者名（筆頭著者及び全ての共著者）
 - 4) 著者の所属・住所
 - 5) キーワード（原則として日本語で5つ以内）
 - 6) 図および表の各々の枚数
 - 7) 研究責任者の連絡先住所（郵便番号、住所、氏名、電話、メールアドレス）
2. 本文は、和文、新かなづかい、口語体文章とし、抄録（和文）、キーワード、I.緒言、II.研究（実験）方法、III.成績（結果）、IV.考察、V.結語、文献、図表（図・表にはそれぞれ番号とタイトルを付け、本文の欄外にその挿入個所を明記する）の順序とする。
3. 原稿の書き方についての詳細は、「山口県母性衛生学会寄稿の手びき」を参照すること。

附則

この規定は平成23年4月1日より実施する。

改正 平成28年6月26日

改正 令和4年6月12日